

平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 都市基盤
 施策番号: 20 - 01

1 施策の基本情報

施策名	20 都市基盤	展開方向	01 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。
主担当局	都市整備局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合		H23 80.5 %	90	75.2	83.2	79.2	**	**	0%
災害に強い道路網の整備		H22 84.8 %	87	85.5	85.7	85.9	**	**	50.0%
市内全駅の駅前の放置自転車台数		H24 2,541 台	1,905	3,086	2,045	1,169	**	**	100%
地域交通計画の策定		H26	策定				**	**	0%
立地適正化計画の策定		H26	策定				**	**	0%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	道路・橋・河川・上下水道等の整備・維持 防災性の向上を目指した都市づくり
------	---

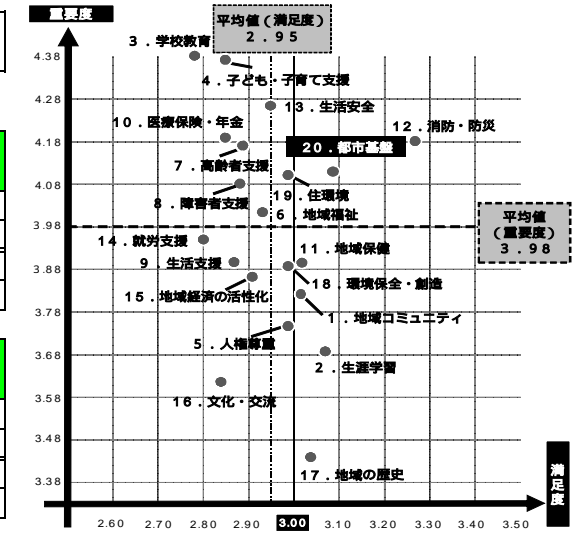
重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	39.5%	33.7%	25.3%	0.8%	0.7%
26年度	第7位 / 20施策	5点満点中	4.11点(平均3.98点)		
25年度	第6位 / 20施策	5点満点中	4.59点(平均4.39点)		

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	3.8%	19.5%	61.1%	12.9%	2.8%
26年度	第2位 / 20施策	5点満点中	3.09点(平均2.95点)		
25年度	第3位 / 20施策	5点満点中	3.07点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	都市基盤の整備・維持による安全空間の創出	総合戦略
<p>【都市基盤の整備・維持】 都市計画道路は「尼崎市都市計画道路整備プログラム」に基づき整備を行っており、長洲久々知線ほか5路線において整備率を85.9%に向上させた。今後も計画的かつ効率的な事業実施を図る。(目標指標)</p> <p>計画的かつ効率的な都市計画道路網整備のため、計画決定後、長期間を経ても事業化に至らない都市計画道路を対象として、見直し方針を策定した。平成27年度から、当該見直し方針に基づき都市計画変更手続きを開始した。(目標指標)</p> <p>集中豪雨による河川の急激な水位上昇の緩和や浸水の抑制を図るため、総合的な治水に取り組む必要があることから「尼崎市総合治水対策庁内連絡調整会議」を実施し、「尼崎市総合治水対策基本方針」の策定に向け調整を行った。ハード面では雨水貯留管の基本設計等を実施し、基本ルート等を決定した。また、抽水場の老朽化に伴い、応急措置を行うとともに、引き続き、施設の更新についても検討し、実施していくこととした。(目標指標)</p> <p>【庄下川の水質対策】 庄下川の水質対策のため平成4年～6年に浄化ポンプを設置したが、これら浄化施設は老朽化が著しく、故障などにより4台中2台が稼動していない状況にあったが、平成27年度から浄化施設の整備を実施している。(目標指標)</p> <p>【総合的な地域交通政策の策定】 過度に自動車に依存することなく、徒歩・自転車及び公共交通等が有機的に連携する交通環境の実現を目指し、まちづくりの方向と整合した地域交通計画を平成28年度中に策定するため、市民や交通事業者等で構成する地域交通政策審議会を2回開催し、本市の交通を取り巻く現状と課題の整理及び目指すべき地域交通政策の基本方向等について調査審議を行った。また、平成27年度は、路線バスICカードシステム導入補助金を交付し、バス利用者の利便向上及び利用促進を図った。(目標指標)</p> <p>【放置自転車対策】 自転車駐輪場については、民間駐輪場整備補助金により平成26年度に161台、平成27年度に139台が整備され、官民併せて約43,400台が整備されている。しかし、いまだ自転車駐輪場が不足している鉄道駅があるため、阪急武庫之荘駅及び塚口駅を対象に補助金額を増額したが抜本的な解決には至っておらず、引き続き検討していく必要がある。(目標指標)</p> <p>平成24年度からJR尼崎駅において導入した自転車対策業務の一体的委託を市内全域へと拡大し、市と指定管理者が効果的な放置自転車の撤去、徹底した啓発と駐輪場への誘導を実施した結果、平成26年度の2,045台が平成27年度は1,169台と2年連続で年間約1,000台の放置自転車の減少となった。(目標指標)</p> <p>自転車利用者の駐輪マナーの啓発を強化するため、各鉄道駅(13駅)などでの啓発ポスター掲示や駐輪場マップを駅周辺施設などで配布した。また、トライやるウィークの受入れを行い、放置自転車の啓発等の体験を通じて若年層の駐輪マナー向上に努めた。今後も「市民にとっての快適で暮らしやすい住環境」の実現に向けて、放置自転車の問題は重要であると位置づけ、引き続き地域住民や商業者と一体となり、問題解決に取り組んでいく。(目標指標)</p>		
行政が取り組んでいくこと	適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減	総合戦略
<p>【道路、橋りょう等の適切な維持管理】 幹線道路の舗装は、平成27年度に作成した補助路線の優先順位を踏まえた補修計画を基に、長寿命化に向けた計画的な補修を行っている。(平成27年度幹線道路補修路線数:6路線)(目標指標)</p> <p>市が管理する703橋は、平成24年度から平成26年度にかけて策定した「尼崎市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕・更新時期を計画しており、順次計画的に工事を実施している。平成27年度は、予定していた5橋の補修・架替工事を完了している。また、市が管理する構断歩道橋20橋の長寿命化計画の策定に向けて検討・調整を進めている。(目標指標)</p> <p>街路灯は水銀灯など既存の街路灯から省エネ型(LED化)への改修を進めており、消費電力量の抑制や電気料金の削減、CO2の排出量の削減に取り組んでいる。平成27年度は926灯を設置したことで、LED化の進捗率は、約24.9%(27,402灯のうち6,833灯)となっており、年間消費電力削減量の累計は、1,349,811kwh(一般的な家庭の年間消費電力約375軒分)となっている。</p> <p>自転車走行空間整備事業は、「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」および整備予定路線の事業計画に基づき、関係機関と調整・連携を図りながら整備を進めており、平成27年度は約0.9kmを整備し、市道の自転車ネットワークは約3.8kmとなっている。今後概ね10年間でネットワークの完成を目指しており、平成27年度末時点で約11%が整備完了している。(目標指標)</p>		
行政が取り組んでいくこと	立地の適正化	総合戦略
<p>【立地の適正化】 今後の人口減少、高齢化の傾向を踏まえ、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の配置等に関する包括的なマスタープランである「立地適正化計画」の策定に向け、学識経験者等を交えた意見交換会を4回実施したほか、庁内検討会議等を行い、基本的な考え方を検討した。(目標指標)</p>		

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載、必要に応じて平成28年度も含む。)	
<p>【都市基盤の整備・維持】 「都市計画道路整備プログラム」に基づき、計画的かつ効率的に都市計画道路を整備し、災害に強い道路網を構築する。引き続き喫緊の課題のある路線の事業化に向けた取り組みを進める。</p> <p>スクリーンを設置して浮ごみを撤去し、浸水被害を未然に防ぐ。市域を越えるゴミの流入抑制は、隣接市に浮ごみ撤去を徹底するよう協力を求めるなど連携を図る。水路の長寿命化のための修繕計画を策定する。総合的な治水対策を検討する。末端増補管は次期整備箇所を選定し、引き続き整備に取り組む。雨水貯留管は第1工区の詳細設計を実施し、平成29年度の工事着手に向けて取り組む。引き続き抽水場施設の整備に取り組む。平成28年度に大高洲抽水場のポンプ用エンジンを更新し、平成29年度は主に大高洲抽水場の水中ポンプ設備及びエンジン補機設備の更新を行う。</p> <p>【庄下川の水質対策】 年次的に庄下川浄化施設の更新を進めていく。</p> <p>【総合的な地域交通政策の策定】 各交通モードの整備方針や地域交通政策の目標実現に資する施策の抽出等の検討を行い、28年度中での計画策定に向け、取組を進める。29年度以降は、当該計画に掲げる事業を実施していく。</p> <p>【放置自転車対策】 民間駐輪場整備補助金制度を継続し自転車駐輪場を確保する。阪急武庫之荘駅側は阪急電鉄と駐輪機設置を協議し、駅北側は駅前ロータリーの改修に合わせて駐輪機設置を調整する。</p> <p>自転車対策業務の一体的委託により、市と指定管理者が目標を共有し、放置自転車ゼロをめざす。また、引き続き「自転車政策推進プロジェクトチーム」に参画し、放置自転車防止・抑制に取り組む。</p> <p>引き続き、自転車利用者の駐輪マナーの向上に努める。また、街並みと調和のとれたバリエーションを実現するため、平成28年度に阪急武庫之荘駅のバリエーションを更新し、市内各駅への導入を検討する。</p> <p>【道路、橋りょう等の適切な維持管理】 ～ 財源を確保し、既存の計画等を基に補修等を進めていく。 平成28年度は市民意見聴取を行うとともに都市計画審議会の意見を聴き、平成29年3月に立地適正化計画を策定し、概ね5年おきに誘導策の実施状況調査を行い、必要に応じて見直す。</p>	
<p>新規・拡充の提案につながる項目</p> <p>【都市基盤の整備・維持】 長洲久々知線(久々知工区)の事業化を目指す。 水路の再編、及び必要な水路の修繕を行う。総合治水を推進するため、貯留等の具体的な手法について検討していく必要がある。</p> <p>【放置自転車対策】 大幅に駐輪場が不足する阪急武庫之荘駅及び阪急塚口駅について抜本的確保策の検討を進める必要がある。マナー啓発ポスターのイラストについて学校と協力し、作品の公募を検討する。</p> <p>【道路、橋りょう等の適切な維持管理】 全ての橋りょうを対象に「橋脚耐震補強」と「支承補強、落橋防止対策」を進める。</p>	
<p>改革・改善の提案につながる項目</p>	

5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針		
<p>・自転車対策業務の一体的委託を市内全域へと拡大するなど、これまでの取組により、「市内全駅の駅前の放置自転車台数」は大幅に減少している。今後も放置自転車ゼロを目指し、駐輪場の設置や啓発などの取組を進める。</p> <p>・阪急塚口駅の自転車駐輪場対策については、(仮称)保健福祉センターの二所化やさんさんタウン3番館の建替への対策が必要となってくることから、関係局と連携しながら検討していく。</p> <p>・道路・橋りょう・河川などの整備といった投資的事業については、市民の安全・安心のために喫緊に対応する必要がある事業を優先的に実施するなど、投資的事業全体の枠組の中で、十分に優先順位を整理するとともに、財源確保に努める。</p> <p>施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>		
<p>総合評価</p>		
重点化	転換調整	現行継続

平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 都市基盤
 施策番号: 20 - 02

1 施策の基本情報

施策名	20 都市基盤	展開方向	02 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。
主担当局	都市整備局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
都市基盤が使いやすさと安全性が確保されていると感じている市民の割合		H23 80.5 %	90	75.2	83.2	79.2	**	**	0%
災害に強い道路網の整備		H22 84.8 %	87	85.5	85.7	85.9	**	**	50.0%
防災街区整備地区計画等策定支援地区数(累計)		H24 4 地区	6	5	5	5	**	**	50.0%
密集住宅市街地道路空間整備事業の整備実施延長(累計)		H24 74.2 m	351	105.4	132.8	209.5	**	**	48.9%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	道路・橋・河川・上下水道等の整備・維持 防災性の向上を目指した都市づくり
------	---

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	39.5%	33.7%	25.3%	0.8%	0.7%
26年度	第7位 / 20施策	5点満点中	4.11点(平均3.98点)		
25年度	第6位 / 20施策	5点満点中	4.59点(平均4.39点)		

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	3.8%	19.5%	61.1%	12.9%	2.8%
26年度	第2位 / 20施策	5点満点中	3.09点(平均2.95点)		
25年度	第3位 / 20施策	5点満点中	3.07点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承	総合戦略
<p>[市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承] 本市では、道路が狭く老朽木造住宅が密集し、地震時等において大規模な火災の可能性がある密集市街地について、「尼崎市密集市街地整備・改善方針」(平成17年3月策定)に基づき、規制誘導及びハード施策の両面から整備・改善を進めている。(目標指標)</p> <p>規制誘導としては、平成23年度以降、重点密集市街地を中心に4地区において「防災街区整備地区計画」を都市計画決定し、建物の建替えに合わせて不燃化・耐震化を図るとともに、避難路または延焼遮断機能としての役割を担う道路の拡幅を促進することにより防災性の向上を図っている。また、平成26年度以降は、新たに下坂部川出地区のまちづくり協議会において、高齢化が進む地区住民に対して、避難路の確保や維持管理などまちづくりルールの作成を含め、多面的な支援を行いながら、防災街区整備地区計画の都市計画決定に向けた取組を進めている。さらに、都市計画決定済の地区においても、道路際の敷地内空間の確保について独自のまちづくりルールを策定し、見回り点検等、自主的な維持管理活動を行っているが、ルール遵守に係る手続規定がないことから維持管理に限界がある。そこで、こうした地区の独自ルールについて、届出・協議等の手続規定などを定める「地区まちづくりルール制度」の策定に向けて、平成27年度に、住環境整備審議会での審議やパブリックコメントを実施した。平成28年度は、同制度を条例に位置付けていく。(目標指標)</p> <p>ハード施策としては、平成24年度より「密集住宅市街地道路空間整備事業」を実施し、防災街区整備地区計画区域内の主要道路において建替等に伴い敷地後退した部分について前面道路の舗装及び側溝整備等を行い、道路として適正に使用されるよう道路空間の確保を図っている。平成27年度までに、11件約210mを整備したが、事業対象路線以外の同区域内道路沿道については行政指導に留まり、道路空間の確保の担保性が弱いことから、平成27年度より、住民等の維持管理協定を締結した路線についても事業対象とすることとした。なお、防災街区整備地区計画の新たな策定により対象路線を拡大することも継続的な課題である。(目標指標)</p> <p>戸ノ内地区においては、阪神・淡路大震災を契機に、その教訓を生かし災害に強いまちづくりを目指し設立された地元まちづくり協議会と連携し住宅市街地総合整備事業を進めている。協働の取組みとしてワークショップによる計画検討を進め、これまで道路拡幅や災害時の身近な防災拠点である地区施設の公園整備を進めており、平成27年度は地元まちづくり協議会と協働で住宅市街地総合整備事業の事業計画変更を行った他、南北2号線、社宅2・3号線他において用地取得、物件補償を実施した。今後も地元との連携を図り、優先路線整備に注力し平成30年度事業終息に向けて着実に取組みを進める必要がある。なお、住宅地区改良事業については、昭和53年度に地区指定を受けた後、阪神・淡路大震災による区域拡大を経て、平成27年度末を以って事業完了している。(目標指標)</p>		

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)	
<p>[市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承] 密集市街地の整備・改善については、従来の施策以外の手法についても研究、検討を行う。 道路が狭く駅前交通動線の確保が課題である阪急塚口駅北地区や、生産緑地の指定解除が想定され基盤の整わないまま無秩序な市街地が形成される恐れのある食満地区については、新たな密集化・無秩序な開発を防ぐため、市民主体のまちづくりに向けた方策について研究を行う。 防災街区整備地区計画の都市計画決定を増加させることにより、地域の特性に応じたルールづくりや災害に関する情報の共有を拡大し、災害に強く安全なまちづくりを進めていく。 道路と敷地との段差や壁面後退部分における障害物の設置など、地区計画では対応しきれない地域防災性向上の阻害要因については、地区独自のまちづくりルールの策定手続を条例に位置づけた「地区まちづくりルール制度」により、地域の意欲的な防災まちづくりへの取組を支援する。 道路空間が適正に使用されるよう見守り体制の充実等についての協議を地区毎に進める。 密集住宅市街地道路空間整備事業は、敷地後退部分のみ順次、パッチワークのように整備するため、最終的に道路線形に不整合が生じない方策を検討する。 私道沿道での道路維持管理協定の締結が、「密集住宅市街地道路空間整備事業」の実施要件になることを含め、同事業の一層の周知を図る。 地元組織と連携した広報等、事業の効果的な周知を進める。 地元まちづくり協議会との良好な関係を維持し、地区住民の理解と協力のもと、戸ノ内地区住宅市街地総合整備事業の平成30年度事業終息に向け優先路線の整備を着実に進め、防災性の向上を図る。</p>	
新規・拡充の提案につながる項目	
改革・改善の提案につながる項目	

5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
<p>「地区まちづくりルール制度」については、住環境整備条例に手続き等を定めるとともに、制度の活用ができるように地元組織と連携した広報等、事業の効果的な周知を行う。</p> <p>密集住宅市街地の整備については、引き続き、道路空間が適正に使用されるよう確保を図るとともに、戸ノ内地区については、平成30年度の事業終息に向け、着実に取り組む。</p> <p>施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
総合評価
重点化
転換調整
現行継続